

岩手県記録公認規程

(総則)

第1条 一般社団法人岩手県水泳連盟（以下、県水連）は、理事会の承認を経て岩手県記録、岩手県高校記録、岩手県中学校記録、岩手県学童記録（以下県記録）を認定する。

(記録種別)

第2条 公認する県記録は、公益財団法人日本水泳連盟（以下、日水連）競泳競技規則第12条1項及び2項に規定されている種目の記録とする。

(認定条件)

第3条 県水連が認定する県記録は、次の条件を満たすものとする。

- 2 競技会はすべて日水連の公認大会であり、記録はすべて日水連の公認記録であるとする。
- 3 県記録を認定する競技者は、次のいずれかに該当する選手とする。
 - イ) 当該年度に県水連に登録した団体に所属し、かつ当該年度に競技者登録をした選手
 - ロ) 当該年度に日水連学生委員会北部支部に競技者登録をし、かつ県内の大学に所属する選手
 - ハ) 当該年度に日水連学生委員会のいずれかの支部に競技者登録をし、かつ岩手県のふるさと選手として登録する権利を有する選手ただし、上記ロ) またはハ) に該当する選手の場合は、国体予選会（岩手県選手権大会）および岩手県冬季選手権大会で樹立した記録のみ県記録として認定するものとする。
- 4 上記3項イ) に該当する選手が、東北代表選手または日本代表選手として樹立した記録も県記録として認定する。

(県記録の公開)

第4条 理事会で承認された県記録は、県水連の公式ホームページで公開する。

(県記録の申請手続き)

第5条 県外または県水連が主催しない競技会で県記録が発生した場合は、その選手が所属する登録団体の責任者が、発生した日から10日以内に所定の様式（県記録認定申請書）により情報システム委員会に申請する。10日以内に申請がなかった場合は県記録として認定しない。

(異議申し立て)

- 第6条 県記録および認定等に異議がある場合は、書面（電子メール可、以下同様）で情報システム委員会に申し立てをするものとする。
- 2 異議申し立てにより県記録に誤りが確認された場合は、情報システム委員会は速やかに訂正を行うとともに、異議申し立てを行った者に対して訂正が終了した旨を書面により連絡をしなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない場合は、理事会においてその扱いを決定する。

付則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。